

個別避難計画づくりにおける地域おこし協力隊の活躍例・支援策<内閣府>

個別避難計画の施策概要

・・・P.1～ P.3

個別避難計画づくりにおける地域おこし協力隊の活躍例

1 地域の個別避難計画づくりの現場で活躍している事例（徳島県美波町）

P.4

個別避難計画に関する支援策一覧

	施策名	概要資料	施策概要	担当部署	連絡先	(参考) 関連するウェブサイト等のURL等
1	モデル事業の実施 [令和3年～]	P.5	個別避難計画の作成に取り組む市町村にとって参考となる事例を全国に横展開するもの	内閣府政策統括官（防災担当） 付参事官（避難生活担当）	03-3501-5191	https://www.bousai.go.jp/tai-saku/hisaisyagyousei/r3modeljigyo.html
2	わかりやすい手引きの提供 [令和5年1月]	P.6	個別避難計画の作成の取り組む市町村職員や関係者に作成の手順をわかりやすくまとめたもの	内閣府政策統括官（防災担当） 付参事官（避難生活担当）	03-3501-5191	https://www.bousai.go.jp/tai-saku/hisaisyagyousei/r4kohou.html
3	ウェブサイトを通じた情報の提供 [令和3年～]	P.7	ウェブサイトを通じて計画作成にあたり留意する事項や手順等を網羅的にまとめた取組指針や事例等の情報を提供するもの	内閣府政策統括官（防災担当） 付参事官（避難生活担当）	03-3501-5191	https://www.bousai.go.jp/tai-saku/hisaisyagyousei/yoshien-sha.html

趣旨

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

改正内容

1. 災害対策基本法の一部改正

①災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

1) 避難勧告・避難指示の一本化等

<課題>

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

住民アンケート
・避難勧告で避難すると回答した者：26.4%・避難指示で避難すると回答した者：40.0%



避難情報の報道イメージ
(内閣府で撮影)

<対応>

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から**避難指示**を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。

2) 個別避難計画(※)の作成

<課題>

避難行動要支援者名簿(平成25年に作成義務化)は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。

近年の災害における犠牲者のうち
高齢者(65歳以上)が占める割合
令和元年東日本台風：約65%
令和2年7月豪雨：約79%

<対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、**個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化。**

任意の取組として計画の作成が完了している市町村 約10% 任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村 約57%
※併せて、マイナンバー法を改正し、名簿・計画の作成等に当たりマイナンバーに紐付く情報を活用



避難行動要支援者が
災害時に避難する際のイメージ

3) 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置/ 広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等

災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難(広域避難)させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等を措置。



大規模河川氾濫時の他市町村への避難イメージ

②災害対策の実施体制の強化

1) 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更

2) 防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置

※非常災害に至らない、死者・行方不明者数十人規模の災害について設置

3) 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加



令和2年7月豪雨時の非常災害対策本部

2. 内閣府設置法の一部改正

内閣府における防災担当大臣の必置化

3. 災害救助法の一部改正

非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用

国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

個別避難計画の概要

○高齢者や障害者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画

○これまで取組指針^(※)で作成を促してきたが、災害対策基本法に位置付け、さらに取組を促す

(※)避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 平成25年8月 内閣府(防災担当)

【取組指針に基づく市町村の作成状況】計画の作成が完了している市町村:約8% 一部の計画の作成が完了している市町村:約59% 未作成:約33%

令和4年1月1日現在

対象者

○高齢者や障害者などのうち自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者

作成

○市町村が作成に努める(努力義務)ものとし、福祉専門職など関係者と連携して計画を作成

※地域における災害被害の想定や本人の心身の状況などを踏まえ、優先度が高い方から計画を作成

※個別避難計画は、避難行動要支援者本人の同意を得て作成

※個別避難計画の作成に要する経費について、普通交付税で措置

記載内容

(氏名、住所等のほか) ○避難支援等を実施する者 ○避難先 等

個別避難計画情報の避難支援等関係者^(※)などへの提供

(※)避難支援等関係者:消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など

○適切な避難支援等が実施されるよう、個別避難計画情報を避難支援等関係者などに提供

注) 個別避難計画情報: 個別避難計画に記載し、又は記録された情報

○平時は、条例に特別の定めがある場合又は避難行動要支援者本人等^(※)の同意がある場合に提供し、災害時は本人等の同意を要しない

(※) 避難行動要支援者本人等: ①避難行動要支援者本人と

②支援をする避難支援等実施者

<作成に係る財政措置・支援策>

(財政措置)

●令和3年度より、市町村における個別避難計画の作成経費について新たに地方交付税措置

- ・優先度の高い方について、おおむね5年程度で作成に取り組むよう依頼
- ・作成には福祉専門職の参画も想定している。作成経費は、これまでの事例等から、福祉専門職の参画に対する報酬や事務経費など一人あたり7千円程度を要すると想定

(支援策)

●作成手順などを明示した具体的な取組指針の提示

→「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改定）

※福祉避難所については、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（令和3年5月改定）

●優良事例を全国的に展開するためのモデル事業の実施（内閣府予算事業）

《令和3年度実績》

市町村事業 個別避難計画の作成プロセスの構築に取り組む市町村の事業（計34団体）注）特別区も市町村事業の対象となる

都道府県事業 管内の市町村事業の成果等を共有する場を設け、意見交換をして

改善し、横展開をすることなどに取り組む都道府県の事業（計18団体）

《令和4年度》

令和4年度においても、自治体における個別避難計画の効果的・効率的な作成手法を構築するため、引き続き、モデル事業を実施。（市町村23団体、都道府県11団体）

●活用の可能性がある既存の補助制度（※）の紹介・周知

※防災・安全交付金や農山漁村地域整備交付金は、個別避難計画の作成に活用できる可能性がある

取組内容

（１）契機

- 毎年の風水害や土砂災害などの自然災害に向き合いながら、南海トラフ地震への備えにも取り組むことが必要であることから、住み慣れた地域で暮らし続けていくために、徳島県美波町にある西の地町内会を組織母体として「西の地防災きずな会」を組織し、防災を入口として地域づくりのための多様な活動に取り組んできました。
- このような地域主体の取組を、更に一步前進させるため、同町では、西の地防災きずな会において、住民の絆を深める取組、高齢者の生活支援、防災事業や事前復興まちづくりなどに取り組む隊員を募集しました。

（２）取組内容等

- 自主防災組織である「西の地防災きずな会」を基盤に、同会が運営する「まったりカフェみなみ」※の営業に参画するとともに、地域活動に参画し顔の見える関係づくり、そして、防災関係の活動として、
 - ・ 子ども防災教室の開催
 - ・ 個別避難計画の作成に向けて、避難行動要支援者のご自宅を訪問して聞き取り調査を実施
 - ・ 広域避難訓練への参画
 - ・ 消防や民生委員の協力を得て要支援者も参加しての津波避難訓練を実施（実施後には個別避難計画作成に向けての振り返りも実施）
 - ・ 防災サンタとして高齢者のご自宅訪問などに取り組む、地域主体の取組のエンジンとしての役割を果たしていただいています。
このような活動により個別避難計画を含めた「西の地」地区の防災対策が前進しています。

※まったりカフェみなみ：自主防災組織「西の地防災きずな会」が運営するコミュニティカフェ。災害時における地域の共助の取組の結節点、そして、災害後のしなやかな復興を目指し、平常時から顔の見える関係づくりに取り組んでいる。



【地域おこし協力隊員が企画した避難訓練のようす】



【個別避難計画作成に向けた話し合いのようす】



【高齢者のご自宅訪問をしているようす】

要支援者の避難に係る個別避難計画の作成の推進

5年度予算額 0.3億円
(4年度予算額 0.3億円)

政策統括官(防災担当)
(避難生活担当)

事業概要・目的

- 大規模災害が近年頻発しているなか、多くの高齢者や障害者等が被害を受ける結果となり、要配慮者の避難の実効性確保は急務となっている。
- 令和元年台風第19号等による災害を踏まえ、中央防災会議の下のワーキンググループやサブワーキンググループで高齢者等の避難のあり方について議論が行われ、「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について(最終とりまとめ)」(令和2年12月)において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等の制度面における改善の方向性が示された。
- これらを踏まえ、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるなどの規定等が創設された。
- ハザードマップ上で危険な地域にお住いの、介護を要する方など、優先度が高いと考えられる者の個別避難計画について概ね5年程度で作成に取り組んでいただくよう市町村に依頼をしているところ。
- 個別避難計画を作成する市町村は、災害の態様やハザードの状況、気候に加え、人口規模、年齢構成、避難所の確保状況など、地域の状況が異なり、個別避難計画の作成にあたって課題となる事柄が様々である。
- この課題に対応するため、2年間のモデル事業に取り組んだ結果、様々な知見・ノウハウ・人的資源の蓄積がなされており、これらを活用して、本事業では、個別避難計画の作成の更なる加速化を目指す。
- このためには、取組が十分に進んでいない市町村を後押しすることが必要であり、都道府県の役割が極めて重要であることから、市町村に対する総合的な支援を実施できる体制作りを行う。

事業イメージ・具体例

<個別避難計画作成加速化事業>

- 全国都道府県会議の開催
 - ・ 全国都道府県の担当者を集め、先進事例等の紹介、各都道府県毎の作成状況、市町村の取組状況を共有し、都道府県による市町村支援の促進を図る。
- 都道府県を対象とした加速化支援事業の実施
 - ・ 都道府県による市町村支援のため、地域の実情に応じた様々な取組事例を収集、整理し、都道府県による市町村支援を可能とするための知見やノウハウなどの基盤を整備し普及を図る。
 - ・ 市町村の伴走支援のための研修、WS、普及啓発等を実施し、提供する。
- サポーターの派遣
 - ・ 先導的に取り組んでいる自治体職員をサポーターとして全国の自治体に派遣する。
 - ・ 具体的な課題に対し、同じ自治体職員の立場の視点で助言等することによる早期の対応を実現する。

<普及・啓発事業>

- 個別避難計画作成モデル事業のポータルサイトの運用
 - ・ 2年間のモデル事業で得られた、効率的・効果的な作成プロセスを全国の自治体に共有する。
 - ・ 個別避難計画に関する情報を収集し、ポータルサイトに掲載することで自治体を支援する。

期待される効果

- 都道府県による市町村へのきめ細かな支援の実施
- サポーターによる具体的な課題解決の相談・助言により個別避難計画作成の加速化が図られる。

わかりやすい手引き「個別避難計画の作成に取り組むみなさまへ」の提供

- 個別避難計画を、どうやってつくったらよいか、作成する手順がよくわからないという声をよくお聞きします。
- このため、個別避難計画の作成に取り組もうとしている市町村の担当者や関係者の方々に向けて、内閣府が実施しているモデル事業の参加団体の取組を基に、作成手順を整理したものを、取組の参考として、お示ししたものです。

目次

(表紙)
計画づくりや避難訓練等の写真

(はじめに)
P.1 個別避難計画の作成に取り組むみなさまへ

(取組手順の例)
P.2 【例1】ケアマネジャー等の平素の取組の延長で取り組んでいただく場合

P.4 【例2】自主防災組織など地域主体の取組から着手する場合

P.6 【例3】本人・地域記入の個別避難計画から着手する場合

P.8 【例4】避難訓練や防災まち歩き等の延長で取り組んでいただく場合

(取組のポイント)
P.9 市町村のみなさまが個別避難計画の作成により取り組みやすくなるために

(ひな形)
P.10 個別避難計画のイメージ

(裏表紙)
連絡先や詳細な資料のURL等

この手引きの掲載場所
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyoyou/sei/r4kohou.html>

(例2)

自主防災組織など地域主体の取組から着手する場合

知る 学ぶ
自主防災組織や自治会、民生委員など地域の関係者が集まり、住んでいる地域でおこる災害や避難について話し合い、個別避難計画のを知る機会を持ちます。

考える
避難行動要支援者の方が避難するために、事前に決めておかないといけない事柄を自主防災組織など地域の関係者と一緒にそれぞれの立場から考えてみましょう

様式をつくる
避難のために事前に決めておかないといけない事柄をExcelやWord等で個別避難計画の様式にします。

本人への説明
民生委員など、避難行動要支援者のことをよく知る人と一緒に、災害や個別避難計画のことを本人に説明し、作成の同意をいただきます。

みんなでつくる
自主防災組織や自治会、民生委員、本人や家族、市町村の職員が公民館などに集まり、情報を共有して、一緒に考え、個別避難計画の様式に書き込んでいきます。

完成
必要なことが書かれていることを確認して完成です。
(※本人や避難支援等実施者等と必要な情報を共有します。)

※裏面(4ページ)は、この手順で取り組むこととした場合など、すこしくわしく知りたくなったときにお読みください。

(個別避難計画のイメージ)

町個別避難計画

避難行動要支援者

個別避難計画に記載された情報(計画情報)は、避難支援等の実施に必要な限度で消防や警察等の避難支援等関係者に提供されることとなります。計画に記載された情報の一部だけを消防や警察等の避難支援等関係者に提供することも可能です。提供先では必要以上に共有することのないようにする、情報漏洩の防止などの対応に努めています。

ふりがな	ばんどう たろう	計画情報を避難支援等関係者に提供することに同意します	生年月日	平成●●年●●月●●日
氏名	坂東 太郎	<input checked="" type="checkbox"/>	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
住所又は居所	●●町字◆◆23番地		避難するときに必要な支援の内容	
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-1234		聞こえに関して支援していただきたいです	

避難支援等実施者

避難支援等実施者本人やその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提です。また、個別避難計画は、あくまで避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高めるためのものであり、避難支援等実施者に対して、避難支援等の結果について法的な責任や義務を負わせるものではありません。避難支援等実施者は個人である必要はありません。組織や団体を記載することも可能です。

ふりがな	ふくし うめこ	計画情報を避難支援等関係者に提供することに同意します	できること
氏名又は名称	福祉 梅子	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 高齢者等避難などの避難情報の伝達
住所又は居所	●●町字◆◆35番地		<input type="checkbox"/> 避難しているかの確認
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-5678		<input type="checkbox"/> 避難先に一緒に行く
			<input checked="" type="checkbox"/> その他 (※具体的に書いてください メールやFAXで、避難しているかを確認)

ふりがな	ほうさい いちろう	計画情報を避難支援等関係者に提供することに同意します	できること
氏名又は名称	防災 一郎	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 高齢者等避難などの避難情報の伝達
住所又は居所	●●町字◆◆56番地		<input checked="" type="checkbox"/> 避難しているかの確認
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-6789		<input type="checkbox"/> 避難先に一緒に行く
			<input type="checkbox"/> その他 (※具体的に書いてください 避難先に一緒に行く(時集がない場合に限りです))

ふりがな	しかくしかくじちがい	計画情報を避難支援等関係者に提供することに同意します	できること
氏名又は名称	◆◆自治会	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 高齢者等避難などの避難情報の伝達
住所又は居所	●●町字◆◆78番地		<input checked="" type="checkbox"/> 避難しているかの確認
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-7891		<input checked="" type="checkbox"/> 避難先に一緒に行く
			<input type="checkbox"/> その他 (※具体的に書いてください)

1名や1団体でも問題ありません。3以上の場合は、欄を塗りしたり、欄外や裏面を活用してください。

避難先・避難経路・その他

避難経路は災害時にとりかて予定される経路を書いてください。災害の状況によっては、記載のとおり避難できない場合もあります。その場合は、当日の状況に応じて避難経路や避難先を変更してください。

避難先	避難経路	その他
自宅(※屋内安全確保の場合) ◆◆公民館(※立退き避難の場合)	自宅→町道●●号線を通る→◆◆公民館 (道路名は必ず省略してください) <input type="checkbox"/> 自宅前に避難場所があります。 車が積もっている時等には見えにくいので気を付けてください。	玄関先に必要なお薬を入れている非常用持ち出し袋を準備している、忘れず持ち出すよう、みんなで声かけてください。

災害時の御相談先：●●町●●課●●係 ●●●-●●●-●●●●●●

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 改定のポイント（令和3年5月）

■改定の経緯…「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」令和2年12月24日

<課題・背景>

- 近年の災害においても高齢者や障害者が犠牲となっており、災害における全体の死者のうち65歳以上の高齢者の割合は、令和元年台風第19号では約65%、令和2年7月豪雨では約79%であった
- 災害時の避難支援等を更に実効性のあるものにするためには、個別避難計画の作成促進が重要

■災害対策基本法の改正（令和3年5月）

避難行動要支援者ごとに「個別避難計画」の作成を市町村の努力義務とするとともに、作成に必要な個人情報の利用及び個別避難計画の活用に関する平常時と災害発生時における避難支援等関係者への情報提供について、個人情報保護条例等との関係を整理の上、規定を新設

主な改定内容（記載の追加）

○優先度の高い避難行動要支援者についての個別避難計画の作成目標

- ・市町村が主体となり、地域の実情に応じておおむね5年程度で作成に取り組む

○個人番号を活用した避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成・更新

- ・個人番号（マイナンバー）を活用して、避難行動要支援者名簿・個別避難計画に記載する情報を取得できるようになり、自治体職員の業務負担の軽減や、現状に即した避難支援等につながる

○個別避難計画の作成に関する留意事項

- ・計画作成の業務には、本人の状況等をよく把握し、信頼関係も期待できる福祉専門職の参画が極めて重要
- ・避難を支援する者の確保（個人とともに団体（自主防災組織や自治会等）も避難支援等実施者になり得る）
- ・避難を支援する者の負担感の軽減（複数人で役割分担をする、地域の避難訓練等を通じた支援者の輪を広げる取組）
- ・計画の作成後も、計画内容の改善や避難の実効性の向上につながるため、避難訓練を行うことが適切
- ・個別避難計画情報についての避難支援等関係者への提供（本人の同意又は条例に特別の定めがある場合は、平時から地域の自主防災組織や消防団、民生委員等の避難支援等関係者と情報を共有）
- ・社会福祉施設等から在宅に移る避難行動要支援者については、速やかに避難行動要支援者名簿に記載し、避難支援に切れ目が生じないように留意 など